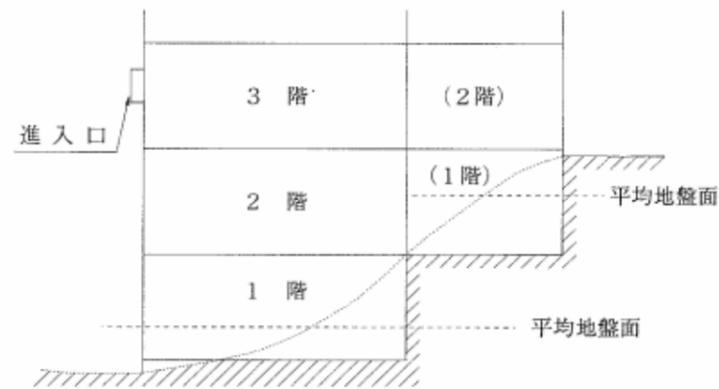


以下は、弊社拠点の神戸市参考資料です。御注意ください。

1 設置対象

- (1) 平均地盤面が異なることによって建築物の同一階が、部分によって階数が異なり、当該階の一部が3階以上の階である場合は、当該階を3階以上の階として進入口を設けるものであること。

第3-1図



第3-1図

- (2) 監獄法（明治41年法律第28号）に規定する監獄，少年院法（昭和23年法律第169号）に規定する少年院及び少年鑑別所並びに婦人補導院法（昭和33年法律第17号）に規定する婦人補導院に設ける居房棟で、次の各号に該当するものについては、建基政令第126条の7の規定による進入口を設置しないことができるものであること。

ア 主要構造部は、耐火構造とすること。

- イ 居房は、床面積50㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸若しくは開口面積の小さい監視用のガラスを設けた鉄製の戸で区画すること。
- ウ 居房及びこれから地上に通じる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井（天井のない場合には、屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること。

昭和46年10月27日建設省住指発第744号

- (3) 病院，ホテル，福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31m以下の階には進入口を設けること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



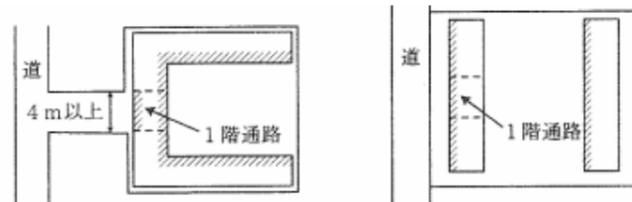
弊社top pageへ



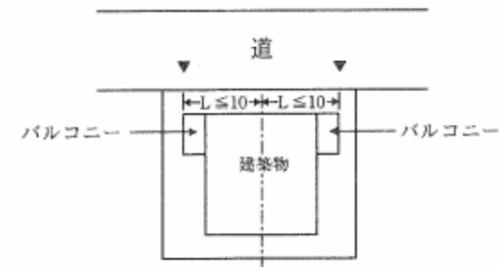
2 非常用進入口(代替開口部も含む)を設置すべき外壁等

非常用進入口は、建築物の階のあらゆる部分に容易に到達できるようにするように計画すること。

- (1) 建築物が道又は道に通じる幅4 m以上の通路その他の空地に面する場合は、そのどちらかの外壁面に非常用の進入口又は代替開口部（以下「非常用進入口等」）を設置すればよい。
- ただし、外壁面が道に面している場合、当該外壁面に設けること。
- (2) 中庭等を有する建築物においては、1階の通路(幅は4 m以上)を經由して中庭等に進入できる場合、中庭等に面する外壁面に非常用進入口等を設置すること。



■ 進入口を設置すること



- (4) 非常用進入口は、道又は道に通じる幅員4 m以上の通路その他の空地に面していなければならないが、4 m以上の接道をしていない敷地については、次のアからオに該当すること。
- ア 道から非常用進入口等までの延長が20m以下である。
- イ 路地状幅員が2 m以上である。
- ウ 地階を除く階数が3である。
- エ 特殊建築物の用途に供するものでないこと。
- オ 非常用進入口等が道から直接確認できる位置に消防活動上有効に設置されていること。
- (5) 道又は道に通じる幅員4 m以上の通路その他の空地に面していない等の理由で、非常用進入口等(準ずる開口部も含む)の設置が困難(告示等で不要なものを除く)な場合は、非常用エレベーターを設置すること。

- (3) バルコニー又は開放廊下を經由して代替進入口に準ずる開口部から室内に進入できる場合は、バルコニー又は開放廊下が道又は通路等に面していればよい。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



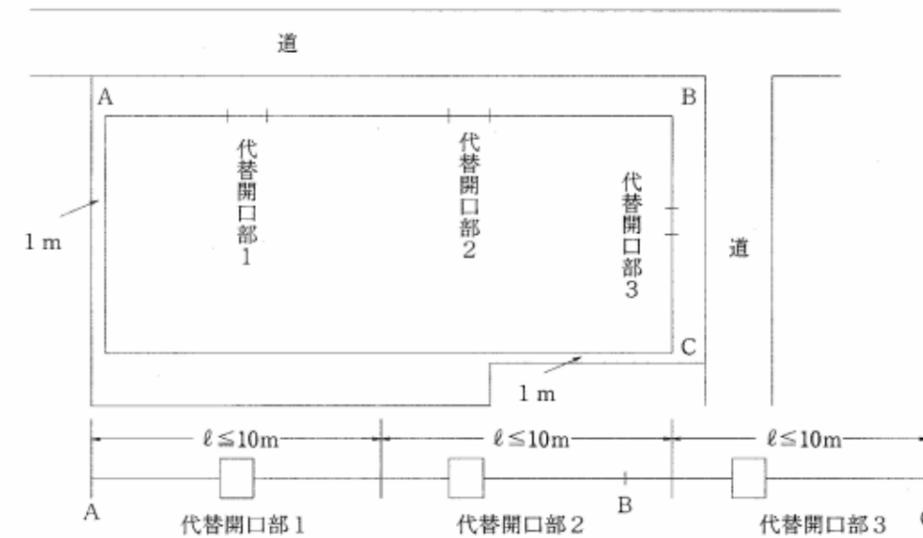
3 代替開口部

建基政令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」(以下「代替開口部」という。)は次によること。

- (1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。
消防活動上支障のない高さは、おおむね1.2m以下である。
- (2) 窓に手すり等設ける場合は、手すりから上部の部分の部分を窓の有効面積とすること。
- (3) 代替開口部は、建基政令第126条の7に定める非常用の進入口(以下「進入口」という。)と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は25m以下とすること。
- (4) 次の構造の開口部は、建基政令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」として取り扱うことができる。

- ア 屋外から開放できる窓等
- イ 破壊が容易な普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等(ガラスの厚さが6mm以下のもの)
- ウ 破壊が容易な強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等(ガラスの厚さが5mm以下のもの)
- エ 網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが6.8mm以下のもの)
- オ 前エ以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー又は屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(ガラスの厚さが10mm以下のもの)

- (5) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えないものであること。
 - ア 網入りガラス又は線入りガラスのはめ殺し窓
 - イ 屋外から開放できない鉄製のとびら
 - ウ 格子、ルーバー、広告物、看板、日除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法のとれない窓
- (6) 代替開口部相互間の距離は、おおむね10m以内とすること。
建基政令では壁面を10m以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意的な位置に設けることとなっている。 **第3-2図**



第3-2図

- (7) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が20cmの正三角形の表示を設けること。ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保される場合を除く。
- (8) 代替開口部の取扱いについては、**第3-1表**を参考とすること。



ガラス開口部の種類		開口部の条件		非常用 進入口	代替開口部		
					足場有り	足場無し	
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸		○	○	○	
		F	I X	○	○	○	
網入り板ガラス 熱入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸		○	△	△	
		F	I X	○	×	×	
	厚さ10mm以下	引き違い戸		○	△	×	
		F	I X	○	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸		○	○	○	
		F	I X	○	○	○	
合わせガラス	種類・厚さ フロートガラス 6mm以下	P V B 30mil 以下	種類・厚さ フロートガラス 6mm以下	引き違い戸	○	△	△
				F I X	○	×	×
	網入り板ガラス 6.8mm以下	30mil 以下	フロートガラス 5mm以下	引き違い戸	○	△	△
				F I X	○	×	×
	フロートガラス 5mm以下	60mil 以下	フロートガラス 6mm以下	引き違い戸	○	△	×
				F I X	○	×	×
網入り板ガラス 6.8mm以下	60mil 以下	フロートガラス 6mm以下	引き違い戸	○	△	×	
			F I X	○	×	×	
フロートガラス 3mm以下	60mil 以下	型板ガラス 4mm以下	引き違い戸	○	△	×	
			F I X	○	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入りガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。						

非常用進入口(代替開口部)の判定としての開口部構造の取扱い一覧表

第3-1表

PVB(ポリビニルブチラール)

備考

- 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。ここでいうバルコニーとは、建基政令第126条の7第5項に規定する構造以上のもの。
- 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 「FIX」とは、はめ殺しの窓をいう。

判例

- … 省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △ … ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合おおむね1/2の面積で算定する。)を省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取扱うことができる。
- × … 省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

4 進入口の間隔、構造

(1) 侵入口の間隔は次によること。

ア 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。

第3-3図

イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面の境界から20m以内とすること。

(2) 侵入口の構造

次の構造の開口部は、建基政令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱えるものであること。

ア 3.(4)に掲げる窓

イ 線入りガラス又は網入りガラスのはめ殺し窓等



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



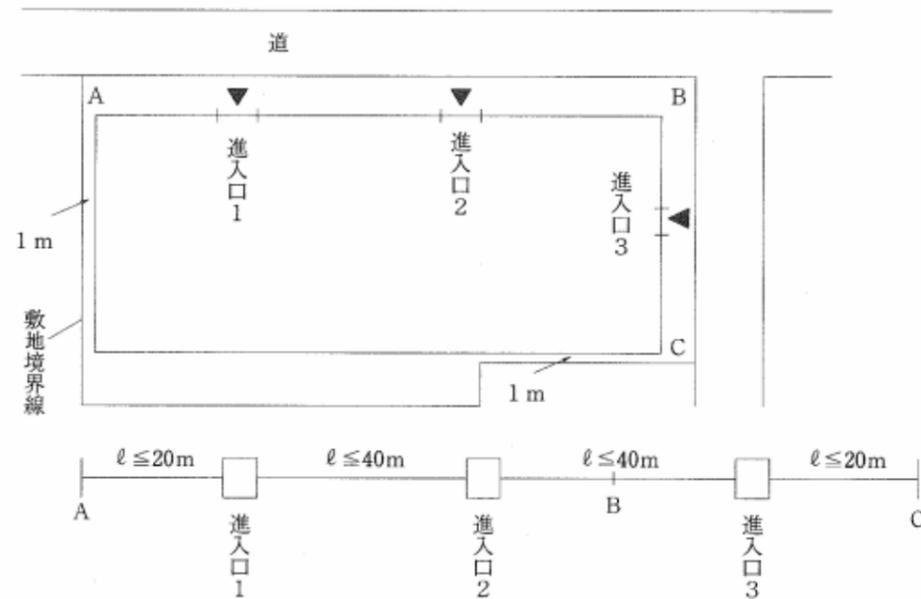
5 共同住宅の取扱い等

(3) バルコニーは次によること。

- ア バルコニーには手すりを設け、その高さはおおむね1.1mとすること。
- イ 建基政令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、(1)から(3)までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること。(昭
 和46年11月30日建設省住指発第826号

- (1) 各住戸に進入可能なバルコニーが設けてあること。
- (2) 階段室型共同住宅にあつては、各階段室に進入可能な開口部が設けてあること。
- (3) 廊下型共同住宅にあつては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けてあること。



第3-3図

